様式第八号（五十三条関係）

除去土壌等保管台帳

都道府県（又は市町村）名

整理番号		作成・訂正年月日		所在地	
土地の所有者等	氏名又は名称			連絡先	
	住所				
保管を行う者	氏名又は名称			連絡先	
	住所				

除去土壌等の保管の内容				
保管を開始した年月日		保管開始前及び開始後における放射線の量		
保管を終了した年月日		保管終了時点における放射線の量		
除去土壌等の種類				
除去土壌等の数量				
飛散防止措置の内容	底面の遮水措置の内容	雨水等侵入防止措置の内容	放射線防護の遮へい措置の内容	

除去土壌等の運搬の内容				
運搬日	運搬先	運搬を行う者の氏名又は名称	種類	数量

備考欄

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○環境省令第三十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十一条第一項、第二十五条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

環境大臣　細野　豪志

汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（汚染廃棄物対策地域の指定の要件）

第二条　法第十一条第一項の環境省令で定める要件は、第一号に該当し、第二号に該当しないこととする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。ロにおいて同じ。）若しくは計画的避難指示（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った避難のための計画的な立退きを行うことの指示をいう。ロにおいて同じ。）の対象区域であること、又はこれらの対象区域であったこと。

ロ　その区域の大部分が警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域である市町村又はこれらの対象区域であったこと。

二　その区域内にある廃棄物（法第十一条第一項の規定による汚染廃棄物対策地域の指定後において対策地域内廃棄物に該当することとなるものに限る。）の収集、運搬、保管及び処分が相当程度実施されていることその他の事情から国が当該廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があると認められない区域であること。

（除染特別地域の指定の要件）

第三条　前条の規定は、法第二十五条第一項の環境省令で定める要件について準用する。この場合において、前条第二号中「その区域内にある廃棄物（法第十一条第一号の規定による汚染廃棄物対策地域の指定後において対策地域内廃棄物に該当することとなるものに限る。）の収集、運搬、保管及び処分」とあるのは「その区域に係る除染等の措置等」と、「当該廃棄物の収集、運搬、保管及び処分」とあるのは「除染等の措置等」と読み替えるものとする。

（汚染状況重点調査地域の指定の要件）

第四条　法第三十二条第一項の環境省令で定める要件は、一時間当たり〇・二三マイクロシーベルト未満の放射線量とする。

（除染実施計画を定める区域の要件）

第五条　法第三十六条第一項の環境省令で定める要件は、一時間当たり〇・二三マイクロシーベルト未満の放射線量とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十四年一月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道余市郡余市町

二　構造改革特別区域の名称　北のフルーツ王国よいちワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道余市郡余市町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九）